

群馬県警察の少年支援官の勤務に関する訓令

昭和42年 8 月10日

本部訓令甲第13号

[沿革] 昭和43年 3 月本部訓令甲第 8 号、6 月第20号、51年 3 月第 1 号、59年 3 月第 5 号、60年 3 月第 2 号、昭和61年 3 月第 3 号、62年 3 月第 4 号、平成元年 3 月第 2 号、6 年 3 月第 6 号、第 9 号、8 年 3 月第 3 号、11年 3 月第 8 号、12年 3 月第 7 号、12月第27号、13年 3 月第 2 号、14年 2 月第 2 号、15年 2 月第 2 号、16年 3 月第 8 号、19年 8 月第15号、20年 1 月第 2 号、令和 2 年 3 月第 2 号、4 年 8 月第16号、5 年 9 月第14号改正

(概要)

この規定は、群馬県警察における少年支援官の勤務に関し必要な事項を定めたものである。